特例基準日の適用の解除に係る届出書

前払式支払手段に関する内閣府令第50条の２第３項の規定により、資金決済に関する法律第29条の２第１項の規定による特例基準日の適用を受けることをやめたいので、下記のとおり届け出ます。

記

［表略］

（記載上の注意）

１．法第５条第１項若しくは第３項の規定による届出書又は法第８条第１項の登録申請書若しくは法第11条第１項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、届出者の「氏名」欄及び「氏名、商号又は名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

２．「特例基準日」とは、法第29条の２第２項に規定する特例基準日をいう。

別紙様式第26号（第51条関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）

［略］

（第２面）

［表略］

（記載上の注意）

［１．～４．　略］

５．「資本金又は出資の額」は、届出者が法人の場合に記載すること。なお、「資本金又は出資の額」の単位は、資本金又は出資の額が10億円以上の場合は億円、１億円以上10億円未満の場合は千万円、１千万円以上１億円未満の場合は百万円、百万円以上１千万円未満の場合は十万円とすることができる。

（第３面）

［略］

（第４面）

８．業務の内容及び方法

⑴　前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用できる期間又は期限	移転可能額の上限

（記載上の注意）

［１．～３．　略］

特例基準日の適用の解除に係る届出書

前払式支払手段に関する内閣府令第50条の２第３項の規定により、資金決済に関する法律第29条の２第１項の規定による特例基準日の適用を受けることをやめたいので、下記のとおり届け出ます。

記

［同左］

（記載上の注意）

法第５条第１項若しくは第３項の規定による届出書又は法第８条第１項の登録申請書若しくは法第11条第１項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、届出者の「氏名」欄及び「１．氏名、商号又は名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第30号（第51条関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）

［同左］

（第２面）

［同左］

（記載上の注意）

［１．～４．　同左］

５．「資本金又は出資の額」は、届出者が法人の場合に記載すること。

（第３面）

［同左］

（第４面）

８．業務の内容及び方法

⑴　前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用できる期間又は期限

（記載上の注意）

［１．～３．　同左］